

障害者総合支援法に基づく えいへいじ訪問介護ステーション

(居宅介護、重度訪問介護及び行動援護) 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人永平寺町社会福祉協議会（以下「永平寺町社協」という。）が設置する訪問介護事業所（以下「えいへいじ訪問介護ステーション」という。）において実施する指定障害者福祉サービス事業の居宅介護（以下「指定居宅介護」という。）及び重度訪問介護（以下「指定重度訪問介護」という。）及び行動援護（以下「指定行動援護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護、指定重度訪問介護及び指定行動援護（以下「指定居宅介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った指定介護等の提供を確保する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 指定居宅介護の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な指定居宅介護の提供ができるよう努めるものとする。

3 指定居宅介護の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。

4 前三項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「福井県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例」（福井県条例第65号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定居宅介護等を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定居宅介護等の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 指定居宅介護等を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 えいへいじ訪問介護ステーション
- (2) 所在地 福井県吉田郡永平寺町飯島第6号34番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤職員)

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定されている指定居宅介護等の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス提供責任者 1名以上(常勤職員)

サービス提供責任者は、次の業務を行う。

- (ア) 利用者等の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等(以下、提供するサービスが指定居宅介護にあつては「居宅介護計画」、指定重度訪問介護にあつては「重度訪問介護計画」、指定行動援護にあつては「行動援護計画」という。)を記載した書面(以下、提供するサービスが指定居宅介護にあつては「居宅介護計画書」、指定重度訪問介護にあつては「重度訪問介護計画書」指定行動援護にあつては「行動援護計画書」という。)を作成し、利用者等及びその家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画書又は重度訪問介護計画書又は行動援護計画書を交付する。
- (イ) 居宅介護計画又は重度訪問介護計画又は行動援護計画(以下「居宅介護計画等」という。)の作成後において、当該居宅介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画等の変更を行う。
- (ウ) 事業所に対する指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

- (3) 従業者 3名以上

従業者は居宅介護計画等に基づき指定居宅介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日
- (2) 受付時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時30分
- (3) サービス提供時間帯 7時～21時

2 前項の営業日及び営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とす

る。

- 3 サービスの提供に当たっては、第1項の(3)に関わらず、利用者等から相談に応じるものとする。

(指定居宅介護等を提供する主たる対象者)

第7条 指定居宅介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者(18歳未満の者を除く)
- (2) 知的障害者(18歳未満の者を除く)
- (3) 障害児(18歳未満の身体障害者及び知的障害者)
- (4) 精神障害者(18歳未満の者を含む)

2 指定重度訪問介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者(18歳未満の者を除く)
- (2) 障害児(18歳未満の身体障害者のみ)

3 指定行動援護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 知的障害者(18歳未満の者を除く)
- (2) 障害児(18歳未満の知的障害者)
- (3) 精神障害者(18歳未満の者を含む)

(指定居宅介護等の内容)

第8条 事業所で行う指定居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護計画等の作成
- (2) 身体介護に関する内容
 - ア 食事の介護
 - イ 排せつの介護
 - ウ 衣類着脱の介護
 - エ 入浴の介護
 - オ 身体の清拭、洗髪
 - カ 通院介助
 - キ その他必要な身体介護
- (3) 家事援助に関する内容
 - ア 調理
 - イ 衣類の洗濯、補修
 - ウ 住居等の掃除、整理整頓
 - エ 生活必需品の買い物
 - オ 関係機関との連絡
 - カ その他必要な家事

(4) 重度訪問介護に関する内容

入浴、排せつ、及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助

(5) 行動援護に関する内容

①予防的対応

ア 初めての場所で何が起こるか分からない等のため、不安定になったり、不安を紛らわすために不適切な行動がでないよう、あらかじめ目的地、道順、目的地での行動などを、言葉以外のコミュニケーション手段も用いて説明し、落ち着いた行動が取れるように理解させること

イ 視覚、聴覚等に与える影響が問題行動の引き金となる場合に、本人の視界に入らないよう工夫するなど、どんな条件のときに問題行動が起こるか熟知した上での予防的対応等をおこなうことなど

②制御的対応

ア 何らかの原因で本人が問題行動を起こしてしまった時に本人や周囲の安全を確保しつつ問題行動を適切におさめること

イ 危険であることを認識できないために車道に突然飛び出してしまうといった不適切な行動、自傷行為を適切におさめること

ウ 本人の意志や思いこみにより、突然動かなくなったり、特定のもの（例えば自動車、看板、異性等）に強いこだわりを示すなど極端な行動を引き起こす際の対応

③身体介護的対応

ア 便意の認識が出来ない者の介助や排便後の後始末等の対応

イ 外出中に食事をとる場合の食事介助

ウ 外出前後に行われる衣服の着脱介助など

(6) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(2) から (5) に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言。

(利用者及び障害児の保護者から受領する費用の額等)

第9条 指定居宅介護等を提供した際には、利用者及び障害児の保護者から当該指定居宅介護等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、前項に掲げる利用者負担額のほか、厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。

3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者及び障害児の保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者及び障害児の保護者の同意を得るものとする。

4 第1項から第2項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者及び障害児の保護者に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、永平寺町全域とする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第11条 現に指定居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

3 指定居宅介護等の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

4 指定居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(苦情解決)

第12条 提供した指定居宅介護等に関する利用者等及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定居宅介護等に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、また、法第48条第1項の規定により福井県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等及びその家族からの苦情に関して市町村又は福井県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は福井県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なうものとする。

3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者及びその家族に関する情報

を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

（虐待の防止）

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 成年後見制度の利用支援
- (2) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を年に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（職場におけるハラスメントの防止）

第15条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

（身体拘束等の禁止）

第16条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策）

第17条

事業所は、事業所内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所において、感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討

する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的（３月に１回以上）に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じて随時開催する。また、その結果について従業者へ周知徹底を図る。

- （２）事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに訓練を定期的（年１回以上）に開催する。

（業務継続計画の策定等について）

第１８条

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２ 事業者は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

３ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第１９条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

（１）採用時研修 採用後３ヶ月以内

（２）継続研修 年１回

２ 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

３ 事業所は、利用者等に対する指定居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、その完了の日（当該指定居宅介護等を提供した日をいう）から５年間保存するものとする。

４ 事業所は、指定居宅介護等の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。

５ この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は永平寺町社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成１８年 ４月 １日から施行する。

附 則

この規定は、平成２４年１０月 １日から一部改正施行する。

附 則

この規定は、平成27年 4月 1日から一部改正施行する。

附 則

この規定は、平成27年 6月 1日から一部改正施行する。

附 則

この規定は、令和4年 4月 1日から一部改正施行する。

附 則

この規定は、令和6年 4月 1日から一部改正施行する。